

## 千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 本事業は、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA 世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊娠性温存療法及び妊娠性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進することを目的とする。

### (対象者)

#### 第2条－1 妊娠性温存療法の対象者

本事業の妊娠性温存療法対象者については、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 第7条－1に定める助成の申請時において千葉県内に住所を有し、かつ第3条－1に定める対象となる妊娠性温存療法に係る治療の凍結保存時において年齢が満43歳未満の者。なお、胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、原則、治療開始時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊娠性温存療法対象者である場合を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者も対象とすることができる。婚姻関係の確認手法等については、第2条－2（5）に準じることとする（ただし、事実婚関係に関する申立書は様式第1－5号を用いること）。

(2) 対象となる原疾患の治療内容については、以下のいずれかとする。

ア 「小児、思春期・若年がん患者の妊娠性温存に関する診療ガイドライン」（一般社団法人日本癌治療学会）の妊娠性低下リスク分類に示された治療のうち、高・中間・低リスクの治療

イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等

ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髓不全症候群（ファンコニ貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等

エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等

#### (3) 対象者の選定方法

知事が第4条①により指定する医療機関（以下「妊娠性温存療法指定医療機関」という。）の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊娠性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者を対象とする。

ただし、子宮摘出が必要な場合等、本人が妊娠できないことが想定される場合を除く。なお、（2）の治療前を基本としているが、治療中及び治療後であっても医学的な

必要性がある場合には対象とする。

(4) 説明及び同意

妊娠性温存療法指定医療機関が、対象者に対し、妊娠性温存療法を受けること及び第1条に定める研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を行った上で、本事業に参加することについての同意を得られた者を対象とする。なお、対象者が未成年（18歳未満）の場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者又は未成年後見人による同意を得ること。

(5) 知事が第4条により指定する医療機関において受けた妊娠性温存療法であること。

## 第2条－2 温存後生殖補助医療の対象者

本事業の温存後生殖補助医療の対象者については、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 原則として、夫婦のいずれかが、第2条－1を満たし、第3条－1に定める治療を受けた後に、第3条－2に定める対象となる治療を受けた場合であって、第3条－2に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者（原則、法律婚の関係にある夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚の関係にある者も対象とすることが可能）。
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が原則43歳未満（43歳以上について国実施要綱7(2)、7(6)及び7(7)（国実施要綱8－2及び9に関するものは除く）は対象とするが、国実施要綱8－2及び9は当面対象としない。）である夫婦
- (3) 対象者の選定方法

知事が第4条②により指定する医療機関（以下「温存後生殖補助医療指定医療機関」という。）の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者を対象とする。

(4) 説明及び同意

温存後生殖補助医療指定医療機関が、対象者に対し、温存後生殖補助医療を受けること及び第1条に定める研究への臨床情報等の提供をすることについて説明を行った上で、本事業に参加することについての同意が得られた者を対象とする。

(5) 婚姻関係の確認がなされた者（その確認手法等について）

- ① 法律婚の場合 両人から戸籍謄本の提出を求め、確認することとする。
- ② 事実婚の場合 a～c の書類の提出を求め、確認することとする。
  - a 両人の戸籍謄本（重婚でないとの確認）
  - b 両人の住民票（同一世帯であるかの確認。同一世帯でない場合は、c でその理由について記載を求める。）
  - c 両人の事実婚関係に関する申立書（様式第3－3号）

なお、事実婚関係にある夫婦が本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認すること。

(6) 知事が第4条により指定する医療機関において受けた温存後生殖補助医療であること。

(対象となる妊娠性温存療法に係る治療)

第3条－1 本事業の対象となる妊娠性温存療法に係る治療については、以下のいずれかとする。

- (1) 胚（受精卵）凍結に係る治療
- (2) 未受精卵子凍結に係る治療
- (3) 卵巣組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）
- (4) 精子凍結に係る治療
- (5) 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療

第3条－2 本事業の対象となる温存後生殖補助医療については、以下のいずれかとする。

- (1) 第3条－1 (1) で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療
- (2) 第3条－1 (2) で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療
- (3) 第3条－1 (3) で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療
- (4) 第3条－1 (4) 又は (5) で凍結した精子を用いた生殖補助医療

ただし、以下に係る生殖補助医療は助成対象外とする。

- ① 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供によるもの
- ② 借り腹（夫婦の精子と卵子を使用できるが、子宮摘出等により妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を、妻以外の第三者の子宮に注入し、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの
- ③ 代理母（妻が卵巣と子宮を摘出した場合等、妻の卵子が使用できない、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するものをいう。）によるもの

(指定医療機関の指定等)

第4条 知事は、助成の対象となる①妊娠性温存療法実施医療機関又は②温存後生殖補助医療実施医療機関を指定するものとする。

- ① 本事業の妊娠性温存療法実施医療機関（検体保存機関）として、日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が承認（仮承認を含む）した医療機関のうち、第5条に定める事項を実施できる医療機関。
- ② 本事業の温存後生殖補助医療実施医療機関として、日本産科婦人科学会が承認（仮承認を含む）した医療機関のうち、第5条に定める事項を実施できる医療機関。ただし、国の要綱で定める日までは、日本産科婦人科学会が医療機関を承認するまでの期間について、①の医療機関のうち、第7条－2 (1) に定める事項を実施できる医療機関を温存後生殖補助医療実施医療機関として、指定することができる。

2 指定を受けようとする医療機関は、千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業指定医療機関指定申請書（様式第2号）に必要事項を記載して知事に提出しなければならない。

3 知事は前項の申請書を受理した場合は、速やかに審査し、必要に応じて現地調査を行い、指定するときは、千葉県小児・AYA 世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業指定医

療機関指定書（様式第5号）を交付し、指定しないときにはその旨を申請者に通知するものとする。

- 4 国の要綱で定める日までに知事の指定を受けた指定医療機関は、令和5年4月1日以後から、指定医療機関の指定を受けていたものとみなす。
- 5 知事は、他の都道府県知事が指定した医療機関を指定医療機関とみなす。
- 6 知事は、指定医療機関から指定の辞退の申出があったとき、指定医療機関が指定要件を欠くに至ったとき、又は、指定医療機関として不適当と認めるものであるときは、その指定を取り消すことができる。ただし、令和3年度に日本産科婦人科学会の医学的適応による未受精卵子、胚（受精卵）及び卵巣組織の凍結・保存に関する登録施設として指定を受けた妊娠性温存療法指定医療機関について、指定に必要な手続きを取っている期間の間は取消しを猶予することができる。取消しの猶予が可能な期間は、国の要綱で定める日までとし、それ以降の猶予は出来ないものとする。取消しにあたっては、他の妊娠性温存療法指定医療機関等と連携し、当該医療機関で治療を行った者、治療中の者、治療を希望する者が不利益を被ることのないよう対応することを指示することや、十分な周知を行うこととする。
- 7 指定医療機関がその名称、住所地等を変更する場合は千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業指定医療機関変更等届（様式第6号）により知事に届け出なければならない。妊娠性温存療法を休止、再開又は廃止する場合においても、同様とする。

#### （県指定医療機関の指定要件）

第5条 指定医療機関は、次の各号に掲げる内容を実施することとする。

- (1) 対象者への情報提供・相談支援・精神心理的支援を行う。
- (2) 臨床情報等のデータを日本がん・生殖医療登録システムへ入力するとともに、定期的（年1回以上）に対象者のフォローアップを行い、自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び原疾患の転帰等の情報を日本がん・生殖医療登録システムへ入力する。

また、指定医療機関は対象者に対して、対象者自身で自然妊娠を含む妊娠・出産・検体保存状況及び原疾患の転帰等の情報の入力が可能な専用スマートフォンアプリの取得及び使用を促す。

- (3) 対象者に対して、以下のとおり同意を得ること。
  - ア 妊娠性温存療法を受けること及び第1条に定める研究への臨床情報等の提供を行うことについて説明を行った上で、本事業に参加することの同意を得ること。
  - イ 対象者が未成年の場合は、できる限り本人に対しても説明を行った上で、親権者又は未成年後見人による同意を得ること。
  - ウ イの同意取得時に未成年だった対象者が成人した時点で、検体凍結保存の継続について、説明を行った上で同意を得ること。

#### （助成の内容）

##### 第6条－1 妊娠性温存療法

本事業の助成対象となる費用は、妊娠性温存療法及び初回の凍結保存に要した医療保険適

用外費用とし、助成の内容は次の各号のとおりとする。ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。

- (1) 治療ごとの1回あたりの助成上限額については、別表1のとおりとする。
- (2) 助成回数は、対象者一人に対して通算2回までとする。なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。
- (3) 他の都道府県が実施する「小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業」による助成についても、通算回数に含めるものとする。
- (4) 本事業の対象となる費用について、その他の制度による助成を受けている場合は対象外とする。
- (5) 体調不良などにより医師の判断に基づき妊娠性温存療法を中止した場合も助成の対象とする。

## 第6条－2 温存後生殖補助医療

本事業の助成対象となる費用は、温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用とする。ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外とする。また、主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外とする。

- (1) 治療毎の1回あたりの助成上限額については、別表2のとおりとする。(詳細については別紙1を参照)
- (2) 助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回(40歳以上であるときは通算3回)までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事實を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。
- (3) 他の都道府県が実施する「小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業」による助成についても、通算回数に含めるものとする。
- (4) 本事業の対象となる費用について、他の制度による助成を受けている場合は、対象外とする。また、夫、妻の両者が第2条－1を満たし、ともに第3条－1に定める治療を受けた後に、第3条－2に定める対象となる治療を受けた場合、夫婦の一方のみに第3条－2の区分のいずれかで助成を行うこととし、それぞれが別に助成を受けることは認められない。

### (助成の申請)

## 第7条－1 妊娠性温存療法

助成の申請は、千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業参加申請書(妊娠性温存療法分)(様式第1－1号)に次の各号に掲げる書類を添付して行う。

- (1) 千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る証明書(妊娠

性温存療法実施医療機関) (様式第1－2号)

- (2) 千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る証明書(原疾患治療実施医療機関) (様式第1－3号)
- (3) 住所地を証明する住民票(原本)(個人番号の記載のないもので、発行から3ヶ月以内のもの)
- (4) 当該申請に係る温存治療に要する額が確認できる医療機関が発行した領収書等
- (5) その他、知事が必要と認める書類
- (6) 胚(受精卵)凍結に係る治療を申請する場合は、夫婦(事実婚含む)であることが確認できる書類、なお、婚姻関係の確認手法等については、第2条－2(5)に準じることとする(ただし、事実婚関係に関する申立書は様式第1－5号を用いること)。

2 前項の申請は、支払日の属する年度内に行うものとする。ただし、対象となる妊娠性温存療法に係る治療を実施後、期間を置かずに原疾患の治療を開始する必要がある等のやむを得ない事情により、当該年度内に申請することが困難であった場合には、翌年度に行うことができる。

## 第7条－2 温存後生殖補助医療

助成の申請は、千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業参加申請書(温存後生殖補助医療分) (様式第3－1号)に次の各号に掲げる書類を添付して行う。

- (1) 千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関) (様式第3－2号)
- (2) 夫婦であることを証明できる書類 法律婚の場合は夫婦二人の戸籍謄本の写し 事実婚の場合は両人の戸籍謄本の写し及び住民票(個人番号の記載のないもので、発行から3ヶ月以内のもの)、事実婚関係に関する申立書 (様式第3－3号)
- (3) 住所地を証明する夫婦二人の住民票(原本)(個人番号の記載のないもので、発行から3ヶ月以内のもの)
- (4) 当該申請に係る治療に要する額が確認できる医療機関が発行した領収書等
- (5) その他、知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、支払日の属する年度内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、当該年度内に申請することが困難であった場合には、翌年度に行うことができる。

(助成の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、適正と認めるととき、千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業助成承認決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により助成することと決定したものに対しては、助成金を支払うものとする。
- 3 第1項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業助成不承認決定通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 知事は、申請書に虚偽の記載をするなど、不正な手段をもって助成を受けたものがある場合は、その者に対し、既に受けた助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第10条 知事は、助成の状況を明確にするため、本事業に係る台帳を整備し、助成の状況を把握する。なお、転居等により以前の助成状況を把握していない場合は、前住所地等へ照会するなど適宜確認を行う。

(個人情報の取扱い)

第11条 本事業の実施に当たっては、本事業によって知り得た情報の取扱いについて慎重に配慮するよう留意するとともに、特に個人情報の取扱いについては、十分配慮する。また、本事業により知り得た個人情報は、本事業の目的以外に使用してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年1月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1

対象となる治療	1回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円
未受精卵子凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

別表2

対象となる治療	一回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る治療で凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10万円
未受精卵子凍結に係る治療で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療	25万円※1
卵巣組織凍結に係る治療で凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療	30万円※1～4
精子凍結に係る治療又は精巣内精子再手術による精子凍結に係る治療で凍結した精子を用いた生殖補助医療	30万円※1～4

※1 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないと  
中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、  
体調不良等により治療中止した場合は対象外

別紙1 溫存後生殖補助医療の助成上限額の詳細

4-1(1)で凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療

治療内容	助成上限額	(胚解凍)	薬品投与	凍結胚移植法		妊娠の確認
				胚移植	胚移植	
C (以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施)	10万円					

4-1(2)で凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療

4=1 (3) 不漬結 | た卵單組織重移植後①生殖補助医療

卷之三

**千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業参加申請書  
(妊娠性温存療法分)**

千葉県知事 様

次のとおり申請します。

年 月 日

申請者	ふりがな			妊娠性温存療法を受けた者との関係						
	氏名									
	生年月日 ・性別	年	月	日	生	男	・	女		
	住所	〒 -								
	電話番号			患者アプリ番号(12桁) ※原則必須。登録出来ない場合、理由を下欄に記載						
患者アプリ番号を登録出来ない理由										
妊娠性温存療法を受けた者 (申請者と同じであれば記入不要)	ふりがな									
	氏名									
	生年月日 ・性別	年	月	日	生	( )	歳	男	・	女
	住所	〒 -								
電話番号	- -									
妊娠性温存療法研究促進事業(妊娠性温存療法分) の申請回数 (いずれかの番号に○を付けてください)				1 1回目の申請 2 2回目の申請 (1回目の申請は千葉県) 3 2回目の申請 (1回目の申請は他の都道府県) →都道府県名 { }						
千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けていますか				<b>はい</b> · <b>いいえ</b> 「はい」の場合、本助成を受けることはできません						
添付書類 (添付したものに□)	全員必須	<input type="checkbox"/> 千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る証明書 (妊娠性温存療法実施医療機関) (様式第1-2号) <input type="checkbox"/> 千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る証明書 (原疾患治療実施医療機関) (様式第1-3号) <input type="checkbox"/> 住民票(原本)…発行から3か月以内。個人番号の記載不要。 <input type="checkbox"/> 領収書(原本)…領収金額内訳証明書にあるもの全て。※原則、明細書も添付 <input type="checkbox"/> 通帳等の写し…振込先の金融機関名・支店名・口座番号等が確認できるもの。								
	胚(受精卵)凍結の場合	<input type="checkbox"/> 夫婦であることを証明できる書類 ・法律婚の場合 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 ・事実婚の場合 <input type="checkbox"/> 両人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 両人の住民票 <input type="checkbox"/> 事実婚関係に関する申立書 (様式1-5号)								
	院外処方、 他医療機関 で支払いが ある場合	<input type="checkbox"/> 費用と治療内容が分かる領収書の原本及び治療明細書 または、千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る領収 金額内訳証明書(妊娠性温存療法実施医療機関の連携機関) (様式1-4号) ※様式第1-2号の領収金額が助成上限額に達していない場合のみ								
振込先 (申請者名義)	フリガナ							支店名	支店	
	口座名義			金融機関名						
	口座種別	普通	・	当座	口座番号					
以下の事項について同意します。(同意いただけない場合は、本助成を受けることはできません)										
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の趣旨を理解し、国の「小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法に関する研究促進事業」実施のために日本がん・生殖医療学会に対して自身の臨床情報及び助成実績等に関する情報を提供すること。また、日本がん・生殖医療学会が妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究を行えると認める者に対して、当該の情報を提供すること。</li> <li>・本事業の助成状況について他の都道府県へ照会及び提供すること。</li> </ul>										
年 月 日										
申請者氏名 (自署)						助成決定金額 ※千葉県使用欄				
						円				

## ◎注意事項

- 1 妊�性温存療法を受けた方が未婚で未成年の場合は、申請者欄には親権者名又は未成年後見人名を記載してください。
- 2 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。
- 3 助成決定金額は、千葉県から文書で通知します。
- 4 助成の対象となる治療費は、妊娠性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用のうち医療保険適応外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 5 助成額は、妊娠性温存療法に要した医療保険適用外費用であり、精子は2万5千円、精子（精巣内精子採取）は35万円、胚（受精卵）は35万円、未受精卵子は20万円、卵巣組織は40万円が上限となります。
- 6 助成回数は、合計2回までです。
- 7 本事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。
- 8 助成対象の治療の一部を、指定医療機関とは異なる機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第1-4号の発行を依頼してください。
- 9 医療機関によっては、様式第1-2号及び様式第1-3号及び様式第1-4号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 10 妊�性温存療法に関する診療情報は、指定医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム（JOFR）」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会から、助成申請の内容と結果について県が照会されることがあります。  
日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することができます。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。

### 郵送先

〒260-8667  
千葉県千葉市中央区市場町1-1  
千葉県庁 健康づくり支援課 がん対策班  
妊娠性温存助成担当

### 問合せ先

千葉県健康福祉部 健康づくり支援課 がん対策班  
電話：043（223）2402・2686

**千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る証明書**  
**(妊娠性温存療法実施医療機関)**

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、妊娠性温存療法(※1)を実施し、次のとおり治療費を徴収したことの証明します。

年 月 日

医療機関の所在地

医療機関の名称

診療科

妊娠性温存療法主治医氏名(自署)

妊娠性 温存療 法を受 けた者	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
	患者アブリ 番号		性別	男 · 女
千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業における千葉県が指定した指定医療機関ですか			はい · いいえ いいえの場合 : 都道府県名 ( )	
原疾患実施医療施設 原疾患主治医が所属する医療機関名と当該医師名			医療機関の名称 ( ) 原疾患主治医の氏名 ( )	
妊娠性温存療法研究促進事業(妊娠性温存療法分) の申請回数 (いずれかの番号に○を付けてください)			1 1回目の申請 2 2回目の申請 (1回目の申請は千葉県) 3 2回目の申請 (1回目の申請は他の都道府県) →都道府県名 { }	
治療方法	I	男性へ妊娠性温存療法を実施した場合は、こちらに記入してください。 (いずれかの番号に○を付けてください。)		
		1 精子凍結保存	妊娠性温存療法開始日 ( 年 月 日) 凍結保存日 ( 年 月 日) 妊娠性温存療法終了日 ( 年 月 日) (上記実施日と同じ場合も記載してください。)	
	II	2 精子凍結保存 (精巣内精子採取)	備考 ( )	
		1 胚(受精卵)凍結保存	妊娠性温存療法開始日 ( 年 月 日) 凍結保存日 ( 年 月 日) 妊娠性温存療法終了日 ( 年 月 日) (上記実施日と同じ場合も記載してください。)	
2 未受精卵子凍結保存		備考 ( )		
III	3 卵巣組織凍結保存	備考 ( )		
	他医療機関依頼、院外処方等がある場合はこちらに御記入ください。 (※2)			
他医療機関への依頼 医療機関名 ( ) 依頼内容 ( )	あり · なし	院外処方	あり · なし	
領収金額合計	円 (内訳は裏面のとおり)			
備考 (※3)				

※1 生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚(受精卵)を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。

※2 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容をⅢに記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、Ⅲに記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。

※3 妊娠性温存療法が正常に行えなかった等の治療内容に係る留意事項は備考欄に記載してください。

## 領収金額 内訳証明書

項目	費用
精子、卵子、卵巣組織の採取に要した費用（検査や排卵誘発剤代などを含む）	円
胚（受精卵）を凍結保存する場合の受精に要した費用（受精料、培養料など）	円
凍結保存に要した費用（凍結処置料、初回の凍結保存料など） ※更新料は含まない	円
意思決定支援（カウンセリング）に要した費用	円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
その他（ ）	円
合 計	円

治療期間	領収金額に関する問合せ先
年 月 日～ 年 月 日	
	担当課
	担当者
	電話番号
	— —

- 助成対象となる費用のみを計上してください。
- 助成の対象となる費用は、ガイドラインに基づき行われる妊娠性温存療法に要する費用のうち、精子、卵子、卵巣組織の採取及び凍結並びに胚（受精卵）の凍結に係る医療保険適用外費用とします。
- 助成の対象となる費用は、妊娠性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用に限るものとし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。
- 本証明書を発行する医療機関が領収した金額のみを記入ください。一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより、別途確認を行いますので本証明書には記載不要です。

様式第1－3号

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る証明書  
(原疾患治療実施医療機関)

事業対象となる生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療を次のとおり実施した  
(実施予定である)ことを証明します。

年　　月　　日

医療機関の所在地

医療機関の名称

診療科

原疾患治療主治医氏名(自署)

妊娠性温存療法を受けた又は受けける予定の者	ふりがな					
	氏名					
	生年月日 ・性別等	年	月	日	生	男・女
治療方法	原疾患について					
	原疾患名(※)  ( )			左記の診断日 年　　月　　日 診断医療機関名 ( )		
原疾患に対する治療のうち、事業の対象となる治療						
治療内容に○を付けてください。 (複数可)  1 薬物療法 2 放射線療法 3 その他  ( )			事業の対象となる原疾患治療を開始した日 又は開始予定日 年　　月　　日 実施医療機関名 ( )			
妊娠性温存療法実施医療機関名 ※正式な指定医療機関名を記載ください。  ( )						
妊娠性温存療法研究促進事業 (妊娠性温存療法分)の申請回数  ・ 1回分の申請の場合：いずれかの番号に ○を付けてください。 ・ 2回分まとめて申請する場合：1と2に○を 付けてください。			1 1回目の申請 2 2回目の申請 (1回目の申請は千葉県) 3 2回目の申請 (1回目の申請は他の都道府県) →都道府県名 { }			

※ 原疾患名の欄には、がん等の診断名(例：悪性リンパ腫、再生不良性貧血など)を記載してください。

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書  
(妊娠性温存療法実施医療機関の連携機関)

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に對し、妊娠性温存療法実施医療機関の指導に基づく妊娠性温存療法（※1）の一部を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年　　月　　日

医療機関の所在地

医療機関の名称

診療科

担当医師 氏名（自署）

妊娠性 温存療 法を受け た者	ふりがな				
	氏名				
	生年月日 ・性別等	年	月	日生	男・女
妊娠性温存療法を受ける患者の紹介を受けた妊娠性温存療法指定 医療機関名と当該医師名			医療機関の名称（ ） 妊娠性温存療法主治医の氏名 ( )		
領収金額合計 ※2	円（内訳は以下のとおり）				
領収金額内訳	項目	費用			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
備考					

治療期間		領収金額に関する問合せ先	
年　月　日～　年　月　日		担当課	
		担当者	
		電話番号	— — —

※1 生殖機能が低下する又は失う恐れのある原疾患治療に際して精子、卵子又は卵巣組織を採取し、これを凍結保存するまでの一連の医療行為、若しくは卵子を採取し、これを受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為のこと。

※2 助成の対象となる費用は、妊娠性温存療法及び初回の凍結保存に要した費用に限るものとし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外です。

様式 1－5 号

## 事実婚関係に関する申立書

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

下記二名については、事実婚関係にあります。

本事業の妊娠性温存療法により凍結保存した胚は、事実婚または婚姻関係が継続している間に限り保存することに同意し、これらの関係が解消された場合、速やかに凍結保存を行った指定医療機関にその旨を申し出ます。

①

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

②

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

---

---

---

千葉県知事 殿

## 様式第2号

年 月 日

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業指定医療機関  
指定申請書

千葉県知事 様

開設者の住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

開設者の氏名（法人の場合は法人の名称と代表者の職・氏名）

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業における指定医療機関として指定を受けたいので申請します。

なお、指定の上は、「千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業実施要綱」の定める事項に従います。

## 記

申請対象 (該当するものにチェック)		<input type="checkbox"/> 妊娠性温存療法実施医療機関 <input type="checkbox"/> 温存後生殖補助医療実施医療機関					
医療機関	名称	電話( )					
	所在地						
	医療機関コード						
開設年月日		年	月	日			
開設者	住所(※1)						
	氏名(※2)						
1. 学会による認定等 <input type="checkbox"/> 妊娠性温存療法実施医療機関（検体保存機関）として、日本産科婦人科学会の承認（仮承認を含む）を受けている。  <input type="checkbox"/> 妊娠性温存療法実施医療機関（検体保存機関）として、日本泌尿器科学会の承認（仮承認を含む）を受けている。  <input type="checkbox"/> 温存後生殖補助医療実施医療機関として、日本産科婦人科学会の承認（仮承認を含む）を受けている。							
2. 実施事項 <input type="checkbox"/> 指定医療機関に求められる「小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業実施要綱」の第5条に定める事項を実施できる。							

※1) 開設者が法人の場合は、法人の主たる事務所の所在地

※2) 開設者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名

## 様式第3-1号

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業参加申請書  
(温存後生殖補助医療分)

千葉県知事様

次のとおり申請します。

年月日

申請者	ふりがな			生年月日	年月日生	
	氏名			性別	男・女	
	住所	〒 -				
	電話番号			患者アプリ番号(12桁) ※原則必須。登録出来ない場合、理由を下欄に記載		
患者アプリ番号を登録出来ない理由						
夫 (申請者と同じであれば記入不要)	ふりがな			生年月日	年月日生	
妻 (申請者と同じであれば記入不要)	ふりがな			生年月日	年月日生	
過去に妊娠性温存療法研究促進事業(生殖補助医療分)の助成を受けたことがありますか				ない・ある →自身が過去( )回受けた →パートナーが過去( )回受けた ※助成を受けたことがある場合、都道府県名( )		
温存後生殖補助医療の治療開始日における妻の年齢				( )歳		
千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業の対象となる費用について、他制度の助成を受けていますか				はい・いいえ 「はい」の場合、本助成を受けることはできません		
添付書類 (添付したものに <input checked="" type="checkbox"/> )	全員必須	<input type="checkbox"/> 千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る証明書(温存後生殖補助医療)(様式第3-2号) <input type="checkbox"/> 住民票(原本)…発行から3か月以内、個人番号の記載不要 <input type="checkbox"/> 領収書(原本)…領収金額内訳証明書にあるもの全て ※原則、明細書も添付 <input type="checkbox"/> 通帳等の写し…振込先の金融機関名・支店名・口座番号等が確認できるもの <input type="checkbox"/> 夫婦であることを証明できる書類 ・法律婚の場合                   ・事実婚の場合 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 兩人の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 兩人の住民票 <input type="checkbox"/> 事実婚関係に関する申立書(様式3-3号)				
	院外処方、 他医療機関 で支払いが ある場合	<input type="checkbox"/> 費用と治療内容が分かる領収書の原本及び治療明細書 または、千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書(温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関)(様式3-4号) ※様式第3-2号の領収金額が助成上限額に達していない場合のみ				
振込先 (申請者名義)	フリガナ		金融機関名		支店名	支店
	口座名義					
口座種別	普通・当座	口座番号				
以下の事項について同意します。(同意いただけない場合は、本助成を受けることはできません)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業の趣旨を理解し、国の「小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法に関する研究促進事業」実施のために日本がん・生殖医療学会に対して自身の臨床情報及び助成実績等に関する情報を提供すること。また、日本がん・生殖医療学会が妊娠性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る研究を行えると認める者に対して、当該の情報を提供すること。</li> <li>本事業の助成状況について他の都道府県へ照会及び提供すること。</li> </ul>						
年月日						
申請者氏名(自署)				助成決定金額 ※千葉県使用欄		
				円		

## ◎注意事項

- 1 振込先指定口座は、申請者名義の口座としてください。
- 2 助成決定金額は、千葉県から文書で通知します。
- 3 助成の対象となる治療費は、妊娠性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。  
ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- 4 助成額は、3に記載の費用であり、凍結胚（受精卵）を用いた場合は10万円、凍結未受精卵子を用いた場合は25万円、凍結した卵巣組織再移植後の場合は30万円、凍結精子を用いた場合は30万円が上限となります。  
ただし、以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合及び採卵したが卵が得られない又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円、人工授精を行う場合は1万円が上限となります。  
また、卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外となります。
- 5 本事業の対象となる費用について、他の制度に基づく助成を受けている場合は、本事業の助成を受けることができません。  
また、自身とパートナー両方が事業参加要件を満たす場合でも同じ費用についてそれが別に助成を受けることは認められません。
- 6 助成対象の治療の一部を指定医療機関とは別の機関で実施し、当該医療機関に対して支払いを行った場合で、当該費用も含めて助成を求める場合は、治療と費用の内容が分かる領収書及び治療明細を提出してください。詳細の記載がない場合は、当該医療機関に様式第3-4号の発行を依頼してください。
- 7 医療機関によっては、様式第3-2号及び様式第3-4号の発行に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。
- 8 妊娠性温存療法に関する診療情報は、指定医療機関を通じて、日本がん・生殖医療学会が管理・運用する「日本がん・生殖医療登録システム（JGFR）」に登録されます。また、データの登録状況の確認のため、日本がん・生殖医療学会から、助成申請の内容と結果について県が照会されることがあります。  
日本がん・生殖医療学会は、本事業に係る研究を適切に行えると認める者に対し、上記の臨床情報・助成情報等のデータを提供することができます。その際は、目的達成のため必要最小限の範囲で取り扱いを行い、個人の権利利益が不当に侵害されないよう、適切な処理を行います。

郵送先

〒260-8667  
千葉県千葉市中央区市場町1-1  
千葉県庁 健康づくり支援課 がん対策班  
妊娠性温存助成担当

問合せ先

千葉県健康福祉部 健康づくり支援課 がん対策班  
電話：043（223）2402・2686

**千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る証明書**  
**(温存後生殖補助医療実施医療機関)**

小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、温存後生殖補助医療(※1)を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年　月　日

		医療機関の所在地		
		医療機関の名称		
		診療科		
		主治医氏名(自署)		
温存後生殖補助医療を受けた者	ふりがな ----- 氏名	生年月日	年　月　日生	
	患者アブリ番号	患者アブリ登録が無い場合、その理由を記載		
妊娠性温存療法を受けた者(※2)	ふりがな ----- 氏名	生年月日	年　月　日生	
		性別	男・女	
千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業における千葉県が指定した温存後生殖補助医療指定医療機関ですか		はい・いいえ いいえの場合：都道府県名( )		
対象者又はパートナーは、過去に温存後生殖補助医療の助成を受けたことがありますか				
ない・ある→過去( )回受けた				
(助成を受けたことがある場合) 助成を受けた都道府県名( )温存後生殖補助医療実施医療機関名( )				
治療方法	I	助成対象となる治療は、妊娠性温存療法実施後に実施した次の治療です。 該当する番号に○を付けてください。  1 凍結した胚(受精卵)を用いた生殖補助医療 2 凍結した未受精卵子を用いた生殖補助医療 3 凍結した卵巣組織再移植後の生殖補助医療 4 凍結した精子を用いた生殖補助医療	生殖補助医療開始日 ( 年 月 日)	
	II	Iにおいて、次に該当する場合は、該当する番号に○を付けてください。  1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合 2 人工授精を実施する場合 3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合	生殖補助医療終了日 ( 年 月 日)	※上記実施日と同じ場合も記載してください。
	III	他医療機関依頼、院外処方等がある場合はこちらに御記入ください。(※3)  他医療機関への依頼　あり・なし 医療機関名( ) 依頼内容( )	備考 ( )	
	領収金額合計	円(内訳は裏面のとおり)		
備考				

※1 妊娠性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のこと。

※2 妊娠性温存療法を受け、生殖補助医療に用いた凍結検体の提供者又は凍結検体を再移植した方の氏名を記載すること。

※3 主治医の治療方針に基づき、主治医の属する医療機関以外の他の医療機関で治療を行った場合は、その内容をIIIに記載してください。一連の治療に直接係る費用として、本領収金額以外の追加の費用申請が対象者からあった場合、IIIに記載が認められない内容は助成対象外となる可能性があります。

## 領収金額 内訳証明書

項目	費用
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

治療期間
年月日～年月日

領収金額に関する問合せ先	
担当課	
担当者	
電話番号	— —

- 助成対象となる治療費のみを計上してください。
- 助成の対象となる治療費は、妊娠性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。
- 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合の費用は対象外です。
- 本証明書を発行する医療機関が領収した金額のみを記入ください。一連の治療の一部を連携医療機関で実施した場合、その治療費用は当該医療機関からの証明書等を患者本人に提出いただくことにより別途確認を行いますので本証明書には記載不要です。

様式第3－3号

## 事実婚関係に関する申立書

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

下記二名については、事実婚関係にあります。

本事業の温存後生殖補助医療の結果、出生した子については認知を行う意向です。

①

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

②

住所\_\_\_\_\_

氏名\_\_\_\_\_

※別世帯になっている理由

(①と②が別世帯となっている場合には記入)

---

---

---

千葉県知事 殿

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業に係る領収金額内訳証明書  
(温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関)

小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業の実施要綱で示す対象者要件を満たす者に対し、温存後生殖補助医療実施医療機関の指導に基づく温存後生殖補助医療(※1)の一部を実施し、次のとおり治療費を徴収したことを証明します。

年　月　日

医療機関の所在地

医療機関の名称

診療科

担当医師 氏名 (自署)

温存後生殖補助医療の対象者	ふりがな 氏名		生年月日	年　月　日生
配偶者(事実婚を含む)	ふりがな 氏名		性別	男・女
温存後生殖補助医療を受ける患者の紹介を受けた温存後生殖補助医療指定医療機関名と当該医師名			生年月日	年　月　日生
			性別	男・女
			医療機関の名称( )	
			温存後生殖補助医療主治医の氏名( )	
領収金額合計 ※2	円(内訳は以下のとおり)			
領収金額内訳	項目	費用		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
備考				

治療期間		領収金額に関する問合せ先	
年　月　日～年　月　日		担当課	
		担当者	
		電話番号	— —

※1 妊娠性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療のこと。

※2 助成の対象となる治療費は、妊娠性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療又は凍結した検体の再移植後に実施した生殖補助医療に要した費用のうち医療保険適用外の費用です。ただし、入院室料(差額ベッド代等)、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用は対象外です。

様式第3号

第 号

年 月 日

様

千葉県知事

(公印省略)

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業

助成承認決定通知書

年 月 日付けて申請のあった妊娠性温存療法費の助成について、承認することとし、下記金額を助成することを決定したので通知します。

助成することとした額 金 円

様式第4号

第 号

年 月 日

様

千葉県知事

(公印省略)

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業

助成不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊娠性温存療法費の助成について、不承認としたので通知します。

不承認とした理由

ため

第 号  
年 月 日

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業

指定医療機関指定書

年 月 日付けで申請のあった千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業指定医療機関指定申請については、千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業実施要綱第4条の規定により、下記のとおり指定します。

千葉県知事 印

記

- 妊娠性温存療法実施医療機関
- 温存後生殖補助医療実施医療機関

1 指定医療機関の名称

2 所在地

3 指定年月日 年 月 日

様式第6号

千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業指定医療機関  
変更等届

年　月　日

千葉県知事　　様

医療機関の住所

医療機関の名称

代表者氏名

印

下記のとおり 

変更する	再開する
休止する	廃止する

 ので、千葉県小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法研究促進事業実施要綱第4条の規定により届け出ます。

記

- 妊娠性温存療法実施医療機関
- 温存後生殖補助医療実施医療機関

1 指定医療機関の名称

2 所在地

3 変更の内容

4 

変更	再開
休止	廃止

 年月日　　年　　月　　日

5 

変更	再開
休止	廃止

 の理由

(注) 変更等を行う箇所のみ記入すること。